

第5期嵐山町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画(案)について

ご意見をお聞かせください

町では、「第4期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成21年度から23年度まで）」の検証及び見直しを行い、新たに「第5期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度から26年度までの3か年）」を策定することとなりました。この計画は、町の最上位計画である「第5次嵐山町総合振興計画」の部門別計画として位置づけられている計画であり、老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画として一体的に策定するもので、高齢者に関する福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

計画の策定にあたり、町内の65歳以上の高齢者及び要介護認定を受けている方を対象としたアンケート調査（日常生活圏域ニーズ調査及び高齢者の生活実態調査）を実施するとともに、公募委員を含めた「嵐山町介護保険運営協議会」に於いて、審議を重ねて参りました。

この度、高齢者福祉事業及び介護保険事業の基本方針となる「第5期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)」がまとまりましたので、これを公表し、皆さんからのご意見等をお伺いするパブリックコメントを実施します。

募集期間

2月6日(月)～2月20日(月)

※計画(案)はホームページの他、役場長寿生きがい課、図書館、ふれあい交流センターでご覧になれます。

意見を提出できる方

(1) 町内に住所がある方 (2) 町内に事務所又は事業所がある方

提出方法

意見提出の際に、住所・氏名を記入し提出してください。

意見提出用紙は、計画(案)に添付されています。町ホームページからダウンロードすることもできます。また、自由様式でも提出できます。(住所、氏名は公表しませんが、匿名意見は受け付けませんので、必ずご記入ください。)

・持参の場合

嵐山町役場 1階
長寿生きがい課 長寿生きがい担当

・FAXの場合

62-0710

・郵送の場合

〒355-0211 嵐山町大字杉山 1030-1
嵐山町役場 長寿生きがい課 長寿生きがい担当 宛
2月20日(月)必着

・電子メールの場合

町ホームページからアクセスした入力フォームにてご送付ください。

※電話による受付は行いません。

ご意見等の取り扱い

いただいたご意見等は、計画策定の参考とさせていただき、概要とそれに対する考え方などについてはホームページ等で公表いたします。なお、意見提出者への個別回答は行いませんのでご了承ください。

問合せ 長寿生きがい課 長寿生きがい担当 ☎ 62-0718

第2期嵐山町障害者計画・ 第3期嵐山町障害福祉計画(案)について

ご意見をお聞かせください

障害者計画とは、「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」で、本町の最上位計画である「第5次嵐山町総合振興計画」の部門別計画として位置づけられている計画です。

また、障害福祉計画は、3年を1期として定める「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画」であって、主として、障害者計画に盛り込まれた「生活支援」の事項のうちの福祉サービスに関する実施計画的なものとして位置づけられています。

町では、本計画策定にあたり、障害者手帳をお持ちの方、住民の皆さん、並びに町内企業を対象としたアンケート調査を実施しました。また、関係団体へのヒアリング調査及び公募委員を含めた「嵐山町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を開催し審議を重ねてきました。

この度、今後の嵐山町の障害者への支援方針となる「第2期嵐山町障害者計画・第3期嵐山町障害福祉計画(案)」がまとまりましたので、これを公表し、皆さんからのご意見等をお伺いするパブリックコメントを実施します。

募集期間

2月6日(月)～2月20日(月)

※計画(案)はホームページの他、役場健康いきいき課、図書館、ふれあい交流センターでご覧になれます。

意見を提出できる方

(1) 町内に住所がある方 (2) 町内に事務所又は事業所がある方

提出方法

意見提出の際に、住所・氏名を記入し提出してください。

意見提出用紙は、計画(案)に添付されています。町ホームページからダウンロードすることもできます。また、自由様式でも提出できます。(住所、氏名は公表しませんが、匿名意見は受け付けませんので、必ずご記入ください。)

・持参の場合

嵐山町役場 1階
健康いきいき課 社会福祉担当

・FAXの場合

62-0710

・郵送の場合

〒355-0211 嵐山町大字杉山 1030-1
嵐山町役場 健康いきいき課 社会福祉担当 宛
2月20日(月)必着

・電子メールの場合

町ホームページからアクセスした入力フォームにてご送付ください。

※電話による受付は行いません。

ご意見等の取り扱い

いただいたご意見等は、計画策定の参考とさせていただき、概要とそれに対する考え方などについてはホームページ等で公表いたします。なお、意見提出者への個別回答は行いませんのでご了承ください。

問合せ 健康いきいき課 社会福祉担当 ☎ 62-0716